

第1 監査対象及び期間

福祉健康部	福祉総務課	令和2年11月26日(木)～12月2日(水)
	生活福祉課	令和2年12月3日(水)～12月7日(月)
	長寿課	令和2年12月8日(月)～12月11日(金)
	国保年金課	令和2年12月14日(月)～12月17日(木)

第2 監査の範囲

令和2年4月1日～10月31日までに執行した事務事業

第3 監査方法

各課から提出された資料について、事務が適正かつ効率的に行われているかという点に留意して監査を実施した。

なお、監査にあたっては、必要に応じて関係職員の説明を聴取した。

第4 監査結果

1 財務事務

(1) 予算の執行状況

おおむね適正に執行されていると認められた。

(2) 収入事務

おおむね適正に処理され、特に指摘する事項はないと認められた。

(3) 支出事務

おおむね適正に処理されていたが、一部に事務処理上の不具合が確認できたため、事務の適正化について指導助言を提出した。

(4) 契約事務

おおむね適正に処理され、特に指摘する事項はないと認められた。

(5) 財産管理事務

おおむね適正に管理され、特に指摘する事項はないと認められた。

2 その他

おおむね適正に処理され、特に指摘する事項はないと認められた。